

障害者福祉施設設置等助成金

障害者を労働者として現に雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体(以下「事業主等」という。)が、その障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設置・整備をする場合に、その費用の一部を助成するものです。

申請できる事業主等

- (1) 支給対象障害者の福祉の増進を図るための福祉施設(以下「福祉施設等」)の設置(賃借による設置を除く)・整備を行う事業主等。
- (2) 認定申請日以前1年間に、障害者を事業主等の都合により解雇しておらず、障害者の雇用の安定について努力していると認められる事業主等(事業主団体の場合は構成事業主全てがこの要件を満たしている必要があります。)
- (3) 支給対象福祉施設等の設置・整備を行うことにより、支給対象障害者の福祉の増進を図ることが適当であると認められる事業主等。

支給額及び支給期間等

対象となる障害者	助成率	限度額
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 <p>*上記の障害者である在宅勤務者</p>	1/3	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者1人につき225万円 ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者を除く)である場合の限度額は1人につき上記の半額 <p>(1事業所又は事業主の団体1団体あたり1会計年度につき合計2,250万円を限度とする。)</p>